中会公示 k-016
令和8年10月16日

公　　示

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　清田　哲也

「陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務（その７）」に係る契約を希望する者は下記により応募して下さい。

記

１　公募に付する事項

陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務（その７）

２　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）令和７・８・９年度の競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の「Ｃ」等級以上に格付された者

（２）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（３）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（４）大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第３章第１２項第２号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう）

（６）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

（７）「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能なものであること。

３　応募方法等

（１）応募する者の条件
別紙第１に示す作業内容について効率かつ効果的に実施できること。

（２）応募に関する手続等
応募する者は、別紙第２の「公募契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により、次の事項を証明する書類を添え、期日までに１部持参又は郵送すること。
ア　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）
イ　過去５年間の受注実績一覧表
ウ　必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
エ　本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
オ　下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

（３）受付期間
令和８年１０月１６日（金）～令和８年１０月３０日（金）　　１２時まで
また、持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。

（４）受付時間
午前８時３０分から午後１７時１５分まで、ただし、正午から午後１時までの間は除く。

（５）提出先
〒１６２－８８０２
東京都新宿区市谷本村町５－１
陸上自衛隊中央会計隊契約科（Ｅ－１棟６階）　担当　森
電話０３－３２６８－３１１１（内線４７５１８）

４　提出資料の審査等
（１）応募する者は、前項第２号で求められた申請書の添付書類以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。
ア　前項１号の応募する者の条件に関する書類
イ　その他必要書類

（２）申請書及び提出資料の提出者は、官側から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。

（３）提出資料により、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

５　審査結果の通知
申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

６　疑義の申立て
（１）審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
ア　提出期限
審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）
イ　提出場所
第３項第５号に同じ
ウ　そ の 他
書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。

（２）分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

７　疑義の再申立て
（１）疑義の申立てに対して書面による回答を受理してから３日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。

（２）分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

８　資料の提出に当たっての留意事項
（１）提出資料に虚偽の記載をした者及び第４項第１号から同項第３号に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、中央会計隊における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

（２）提出資料の作成、提出、説明、第４項第３号の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。

（３）提出資料は、原則として返却しない。

（４）提出資料は、提出者に無断で他の目的で使用しない。

（５）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

９　指名競争候補者の義務等

（１）指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、１者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。

（２）指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。

（３）契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求をおこなわなければならない。

１０　その他

不明事項等の問い合わせ先

陸上自衛隊中央会計隊契約科第３契約班　森

ＴＥＬ：０３－３２６８－３１１１（内線４７５１８）

ＦＡＸ：０３－５２６９－５１３５

Ｅｍａｉｌ：rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書（別紙第１）の内容に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課　藤本（内線４０８０５）

調達要求番号：６Ｌ７Ｗ２Ａ００００７

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務		ＧＳ－ＣＧ－Ｚ－８１０００３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和　８年　７月　３日
		変　更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部 武器・化学課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊が整備・運用を行う装備品に関する運用承認申請文書等作成に係る技術的な支援役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1　ＲＭＦ

米国防省の最新のセキュリティ基準を参考に、令和５年度からリスク管理枠組み（ＲＭＦ：Risk Management Framework）を防衛省・自衛隊の情報システムに導入し、運用開始後を含むライフサイクル全般を通じたリスク管理を継続的に実施していくことをいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，この仕様書と引用文書の規定が異なる場合，法令等を除き，この仕様書の規定が優先する。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

ＧＳ－ＣＧ－Ｚ－２４０００１　“装備品に係るシステムのリスク管理枠組み対応”に係る技術支援役務

b)　**法令等**

―情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）［防装庁（事）第３号（３１．１．９）］

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）［装プ武第１８８号（３１．１．９）］

リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）［防整サ第１４５５０号（令和５年７月３日）］

情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）［防整サ第１４５５０号（令和５年７月３日）］

1.3.2　関連文書

この仕様書に関連する次の文書は，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

調達要領指定書によって指定する。

b)　**法令等**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）

防衛省の情報保証に関する訓令［防衛省訓令第１６０号（１９．９．２０）］

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）［防運情第９２４８号（１９．９．２０）］

陸上自衛隊の情報保証に関する達［陸上自衛隊達第6１－８号（１９．１２．１７）］

陸上自衛隊文書管理規則［陸上自衛隊達第３２－１９号（２３．４．１）］

陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について（通達）［陸幕指通第１８６号（５．５．２３）］

c)　**その他**

政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムＳＨＡ－１及びＲＳＡ１０２４に係る移行指針（２０．４．２２）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和５年度版）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック［２０２３年（令和５年）３月３１日デジタル庁］

2　本役務に対する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次によるものとし，適用の有無は，調達要領指定書によって指定する。

a)　この役務は，**“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”**及び**“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”**に基づき，この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み，情報の窃取，不正機能の組込み等などが行われるリスクの対策などを行う。

b)　ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については，**ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９**の**2.2**による。

2.2　技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・人員・役務時間

技術支援対象装備品等名，実施場所，日程，人員及び役務時間は，調達要領指定書によって指定する。

2.3　実施期間

本役務を実施する期間は，契約締結日から令和１０年３月３１日とする。

2.4　月間役務時間報告書

本役務の作業記録として，“月間役務時間報告書”を作成し要求元へ提出する。

2.5　役務内容

契約の相手方は，官側が実施するＲＭＦに基づく運用承認のための支援を実施する。

a)　情報システムに内在する情報保証上のリスクを明らかにすることを目的とした運用承認時リスク評価報告書の作成支援

b) セキュリティ分類に基づき，管理策を選択し，個々のシステムの特性やリスク分析・評価の結果等を踏まえ，必要な管理策を追加するセキュリティ計画書の作成支援

c) セキュリティ管理策の実装状況が適切に監視できるように，適切な指標，収集する情報，分析方法及び頻度などを記載した継続監視計画書の作成支援

d) セキュリティ評価に基づく将来の対応計画を記載した将来対応計画書の作成支援

e) セキュリティ評価を実施するための実装証跡の提出

f) 各種文書作成に必要な技術情報の提供

g) 官側の要求により、上記a)～e)で作成した書類についてＧＳ－ＣＧ－Ｚ－２４０００１の事業者の評価を受け，提示された評価結果についての官側の対応の支援を行う。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，**表1**によるものとし，提出前に陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課の確認を受けた後，速やかに陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課に一式を提出しなければならない。

なお，提出書類は，電子記憶媒体によって提出し，当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については，官側との調整による。また，当該電子記憶媒体は，提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し，コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認する。

表1－提出書類

番号	書類名	数量	提出時期	提出先	備考
1	役務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに	陸上幕僚監部 装備計画部 武器・化学課	役務従事者の資格証明書の写し及び職務経歴書等を添付すること。
2	月間役務時間報告書	電子媒体：1	業務実施の翌月 （最終月分は，契約終了日までに提出すること。）		

4.2 無償貸付品

無償貸付品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**箇条5**によるものとし，官側が必要と認めたものについて，無償貸付けを受けることが可能である。

なお，無償貸付の申請又は申出は，契約の相手方が希望する１か月前を基準として行う。

4.3 情報の保全

a) 契約の相手方は，この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを官側の許可なく行ってはならない。

b) 契約の相手方は，この契約の履行に必要であると契約担当官等が承認した場合を除き，情報を作業実施場所以外の省外に持ち出してはならない。

c) 契約の相手方は，この契約の履行に必要であると契約担当官等が承認した場合を除き，外部から省内の作業実施場所にデータを持ち込んではならない。

4.4 官側の施設などへの立入り

官側の施設などへの立入りについては，官側の指示に従わなければならない。

4.5 知的財産権

知的財産権は，次による。

a) 契約の相手方は，この設計において第三者の著作権その他の権利（以下，“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。

b) この設計が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには，契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い，弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は，全て契約の相手方が負担する。

c) この契約において創作され納入物となる著作物において著作権等が発生する場合，その権利は次による。ただし，官側は，納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案，翻訳，複製及び貸与（以下，“利用”という。）することが可能である。

1) 契約の相手方又は第三者が従来から保有していたドキュメントの著作権等は，契約の相手方又は第三者に留保される。ただし，官側は，これらドキュメントを契約の相手方の同意の下，第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合，契約の相手方は，正当な理由がない限り同意を拒んではならない。

2) この契約で新たに契約の相手方が著作したドキュメントの著作権は，官側と契約の相手方の共有とする。

3) 官側は，著作権を共有したドキュメントに関し，契約の相手方の同意などを得ることなくその利用を第三者に許諾することが可能である。

4) 共有する持分を第三者へ譲渡し又は質権の目的とする場合及び3)以外の共同著作権行使をする場合は，契約の相手方と事前に協議の上，承認を受けなければならない。

5) 契約の相手方は，著作者人格権のうち，同一性保持権を行使してはならない。

4.6 官側の支援

契約の相手方は，この契約の履行に当たり次の事項について事前に官側と調整の上，無償で官側の支援を受けてもよい。

a) 官側の保有するデータ，資料などの閲覧に関する事項

b) 駐屯地内敷地，施設及び設備備品の使用

c) 官用電話の使用

d) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項

e) 現地作業時の空調運転

f) その他契約履行に必要な事項

4.7 不具合などの処理

この契約の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに官側に申し出て指示を受けなければならない。

なお，細部は，官側との調整による。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６Ｌ７Ｗ２Ａ００００７
	調達要求年月日	令和８年７月７日
	作　成　部　課	陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課
	作成年月日	令和８年７月３日
品　　名	陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務（その７）	
仕様書番号	ＧＳ－ＣＧ－Ｚ－８１０００３	

指定事項

1.2　用語及び定義

この調達要領指定書で用いる用語及び定義は,仕様書による。

1.3.2　関連文書

ＣＰ－Ｙ－００１４Ｓ	８１式短距離地対空誘導弾（Ｂ）
ＣＰ－Ｙ－００７２ＺＤ	８１式短距離地対空誘導弾（Ｃ）
ＣＰ－Ｙ－００６１Ｑ	９３式近距離地対空誘導弾
ＧＳ－ＣＧ－Ｚ－２６０００１	装備品等の情報技術の堅牢性確保に係る技術支援役務

2.1　一般的要求事項

a)　適用しない。

b)　適用しない。

2.2　技術支援対象装備品等名・実施場所・日程・人員・役務時間

a)　技術支援対象装備品等名

８１式短距離地対空誘導弾（Ｂ）（誘導弾を除く。）（東芝電波プロダクツ㈱）

1)　官側担当部署

陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課

2)　実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

3)　日程

令和９年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお，細部は，官側との調整による。

4)　人員

支援要員は、2.5に示す支援を実施するのに十分な能力がある者とする。

b)　技術支援対象装備品等名

８１式短距離地対空誘導弾（Ｃ）（誘導弾を除く。）（東芝電波プロダクツ㈱）

1)　官側担当部署

陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課

2)　実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

3)　日程

令和８年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお，細部は，官側との調整による。

4)　人員

支援要員は、2.5に示す支援を実施するのに十分な能力がある者とする。

c)　技術支援対象装備品等名

９３式近距離地対空誘導弾（誘導弾を除く。）（東芝電波プロダクツ㈱）

1)　官側担当部署

陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課

2)　実施場所

市ヶ谷駐屯地及び官側の指定する場所とする。

3)　日程

令和９年度から運用承認の手続きを開始できるよう支援する。

なお，細部は，官側との調整による。

4)　人員

支援要員は、2.5に示す支援を実施するのに十分な能力がある者とする。

d)　役務時間

上記a)～h)の実施期間中における役務時間は，３，７９４．０時間を上限とする。

e)　検討会の実施

検討会は、官側及び**ＧＳ－ＣＧ－Ｚ－２６０００１**の事業者との間で計８回を基準として実施する。

別紙第２

公募契約希望申請書

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　清田　哲也　　殿

所　在　地：
会　社　名：
代表者名：
担当者名：
連　絡　先：

当社は、中央会計隊公示第k-016号（令和8年10月16日）の下記の件名に関して、提出資料を添えて応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

件　名　：　陸上自衛隊装備品等の運用承認申請に係る技術支援役務（その７）

添付書類
1　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）
2　過去５年間の受注実績一覧表
3　必要な技術又は設備、体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
4　本事業の履行に必要な法的資格保有者名簿（資格取得後の経験年数を含む）
5　下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表